富士商工会議所　労務セミナー

**働き方改革関連法案**が成立しました

～改正された労働各法のポイントと事業主の責務～

『**働き方改革』という言葉は聞くけど、どのようなことをすれば良いのかわからない。**

なんて思っていませんか？

**中小企業・小規模事業主だから『働き方改革』なんて関係ない。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　『働き方改革』は日本の雇用の７割を担う中小企

業・小規模事業者こそ着実に実施することが必要

です。どのように『働き方改革』に取り組めば良

いのかわかりやすく解説いたします。

**主なセミナー内容**

**★長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等　　　★正規・非正規労働者間の待遇格差の是正**

・労働時間の上限規制（36協定の締結方法と書き方）　　・パートタイム・有期雇用労働法

・割増賃金率の引き上げ（60H /月超えは50％増へ）　　・労働者派遣法

・年休付与義務（5日/年を強制付与へ）

**とき**　平成３０年１１月１６日　（金）　１４：００～１６：００

**ところ**　富士商工会議所　**４**階　会議室　（４０２号室）

**講師**　社会保険労務士　氏　（静岡県社労士会富士支部所属）

**受講料**　会員：無料　非会員：３,０００円　**募集人員**　５０名

**下記申込み欄に事業所名等ご記入の上、FAX【52-9796】にてお申込みください。**

［申込み・問合せ先］富士商工会議所　富士中小企業相談所

〒417-8632　富士市瓜島町82番地　℡0545-52-0995

|  |
| --- |
| **労務セミナーお申込み用紙**　　　　　　　　　【FAX　0545-52-9796】 |
| 事業所名 |  | 業種 |  | 会員区分 | 会員・非会員 |
| 所在地 |  | ⓵受講者名 | 役職名　　　　　　　　　氏名 |
| 電話番号 |  | ⓶受講者名 | 役職名　　　　　　　　　氏名 |

ご記入頂いた情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。